

公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(センターの理念)

第2条 センターは、定款の目的に基づき地域社会に貢献するとともに、生きがい充実のために会員が自発的に働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、共働・共助の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的扱いを受けない。

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は発注者と受注者又は就業条件等につき直接の交渉当事者とならない。

(仕事の提供等)

第4条 センターは、「就業基準」に基づき、受注した仕事について就業希望の会員とあらかじめ仕事の配分手順、履行時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い就業する会員の合意を得て、その決定事項を必要書類に記録するものとする。

2 会員は、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を履行確認書に記録し発注者の確認を受け、就業の終了日又は履行確認書の提出締切日までにセンターに提出しなければならない。

3 会員は、センターから臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業及び一般労働者派遣事業の提供を受けたものであり、センターから就業場所及び内容変更、または就業中止の通知があった場合は、これを実行しなければならない。

(安全と就業)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において就業会員の安全衛生、災害防止に配慮し、会員の健康、能力等に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

2 センターは、会員が疾病による長期療養後、就業を希望するとき、または就業会員に身体健康上で疑義があるときは、「就業可能」の旨を記載した医師の診断を求めることができる。

(就業上の遵守事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) センターから提供された就業について誠意と責任をもって履行すること。
- (2) 工作上知り得た発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等、発注者の不利益になることは、他に漏らして

はならず、退会後も同様のこと。

(3) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、必ず事前に事務局及び発注者に届け出ること。

(4) 就業にあたっては「安全就業基準」を遵守し、災害発生防止に努めること。

(共同就業での遵守事項)

第7条 会員が共同で就業する場合は、第3条から前条までに規定する事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 就業会員の中からリーダーを互選する。ただし、互選が困難な場合は、センターが指名することができる。

(2) リーダーは、就業会員の就業手順、安全衛生、健康状態、会員相互の連携及び発注者との打合わせ等につき、センターに協力すること。

(3) 会員は、就業の遂行について相互に助け合い協力すること。

(4) 会員が就業中怪我をし、または身体や健康状態が異常となる等、若しくは事故等の不測の事態が発生したときは、他の会員は直ちにリーダー、センター及び発注者に連絡を行い応急措置を取るとともに緊急を要する場合は、救急機関に連絡をとり適切な措置に努めなければならない。

(健康診査)

第8条 会員は、常に健康維持に留意し定期的な健康診査を受けるよう努めなければならない。

(傷害保険)

第9条 会員の就業については、雇用関係の伴わない就業であり、就業中における死傷病については、労働者災害補償保険法の適用外となる。

2 会員の就業中等の死傷病については、センターが加入する団体傷害保険約款の定めるところにより補償される。

3 会員または会員の家族は、事故後遅滞なくその内容などセンターに届け出て、指示に従うこと。

(誓約書)

第10条 会員は、民法上の公益法人社員として、入会申込書とともにセンターへ誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者または第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する賠償責任保険約款の定めるところにより賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意または重大な過失若しくはセンターが定める「安全就業基準」を遵守しなかったことにより、発注者または第三者の身体若しくは、財物に損害を与えたときは、当該会員がその賠償を負うものとする。

- 3 会員は就業中に発注者または第三者の身体若しくは財物に損害を与える事故を起こしたときは、その相手に誠意をもって対処するとともに、「安全就業基準」で定める賠償事故報告書にてセンターへ報告し、その指示に従わなければならない。

(会員証)

第12条 会員に会員証を交付する。

- 2 会員証の様式は別に定めるものとする。
- 3 会員証は、就業時に必ず携帯しなければならない。
- 4 会員は、発注者との最初の面談或いは就業時に会員証を提示し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 5 会員証は退会時にはセンターに返還しなければならない。紛失または破損した時は、すみやかにセンターに届け出て再交付の手続をしなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

誓約書

様式第1号

私は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員として入会を承認されるに当たり、下記のとおり誓います。

記

- 1 センターの趣旨を理解し、定款並びに諸規則を遵守します。
- 2 仕事や収入を保証したりするものでないことを了承します。
- 3 センターの会員としての自覚と誇りを持った行動を心掛け、センター事業の推進のため、会員の方々並びに役職員とともに、地域社会の一員としての役割を果たすために努力します。
- 4 自らの責任において、センターの基本理念である、「自主・自立・共働・共助」の精神をもって、行動します。
- 5 センターでの就業は公共性が高いため、特に言葉使いや接客態度等については細心の注意を払い、トラブルが生じた場合は、センターの指示に従い誠実に対処します。
- 6 就業に当たっては、臨時的・短期的・短時間的な仕事の提供を受けたものであり、センターより就業場所及び内容変更の申し出があった場合はこれに従います。また、発注者と直接交渉（配分金、就業時間、就業内容等）するような行為はいたしません。
- 7 センターの就業は、雇用関係の伴わない、臨時的かつ短期的な業務またはその他の軽易な業務に係る就業であり、労働者災害補償保険法の適用外であることを認識し、これに一切異議申し立ていたしません。

平成 年 月 日

(入会者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)